

千葉経済大学および千葉経済大学短期大学部と千葉都市モノレール株式会社の
相互連携に関する協定書

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

千葉経済大学および千葉経済大学短期大学部（以下「甲」という。）と、千葉都市モノレール株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な連携のもとに、それぞれの強みを活かしながら、地域の更なる発展及び相互の発展に貢献することを目的とする。

平成30年9月5日

甲 千葉市稻毛区轟町3丁目59番5号

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地域活性化に向けた取り組みと教育効果を高める活動に関するここと。
- (2) 効果的な情報発信に関するここと。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関するここと。

千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部

学長 佐久間 勝彦

乙 千葉市稻毛区萩台町199番地1

（協議事項）

第3条 連携細目等の具体的な事項については、甲と乙の協議によって定めるものとする。

千葉都市モノレール株式会社

代表取締役社長 川上 千里

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。